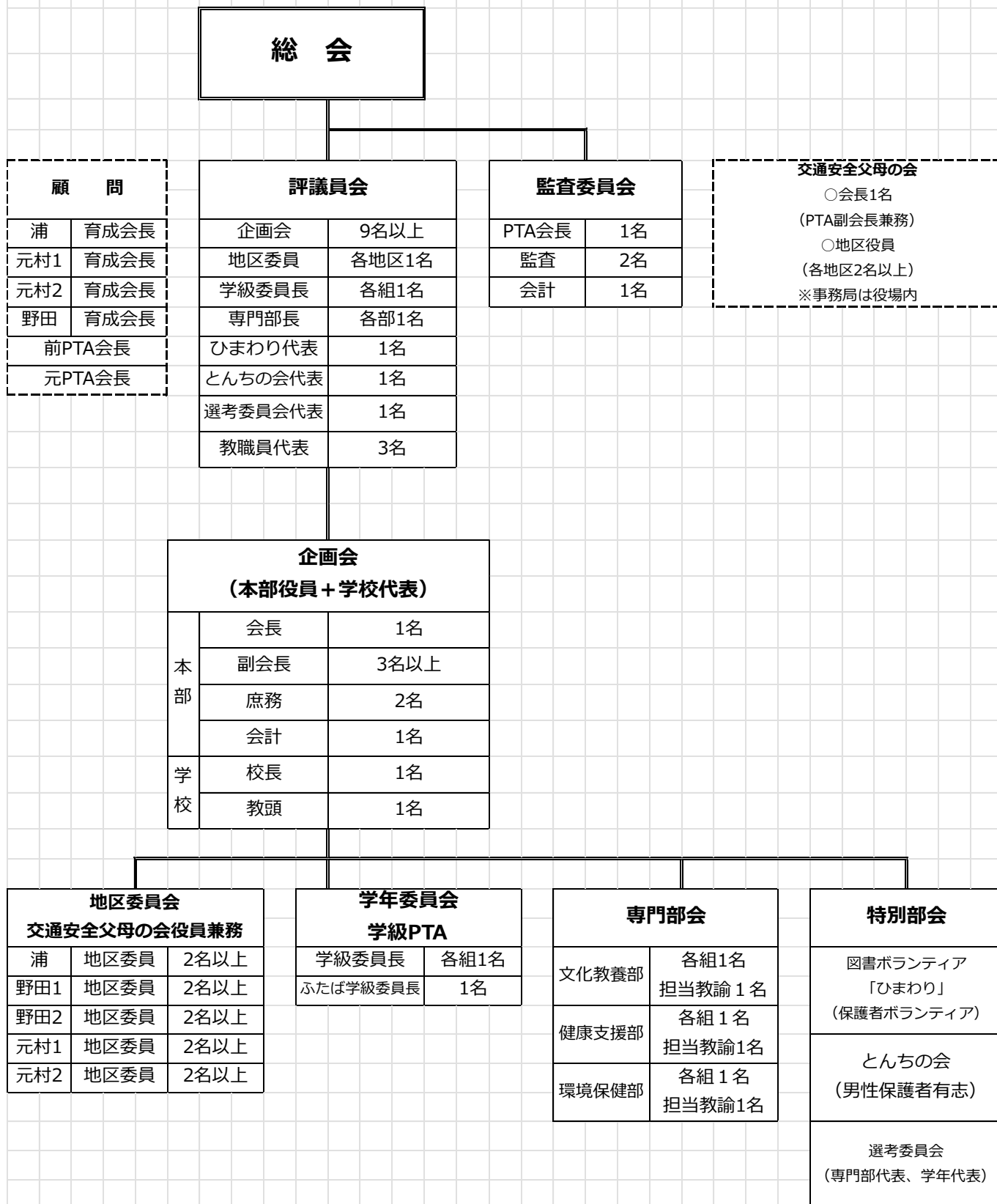


時津小学校PTA組織図



時津小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、時津小学校 P T A といい、事務局を時津小学校に置く。(時津町野田郷 2 番地)
- 第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して、学校と家庭、地域社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。
- 1 より望ましい保護者、教職員になるように研修に努める。
 - 2 家庭と学校の親密な連絡によって健全な児童の育成を図る。
 - 3 児童の生活及び地域社会の環境の向上に努める。
 - 4 学校教育の振興に協力する。
 - 5 その他前条の目的に必要な活動をする。
- 第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って行動する。
- 1 児童の教育並びに福祉のため活動する他の団体及び機関と協力する。
 - 2 特定の宗教や政党に偏ることなく、また、専ら営利を目的とする行為は行わない。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 この会員は次のとおりとする。
- 1 時津小学校に在籍する児童の保護者。
 - 2 時津小学校の教職員。

第 3 章 役員及び監査委員

- 第 6 条 この会に次の役員を置く。
(本部役員) 会長 1 名、副会長 3 名以上、庶務 2 名、会計 1 名
- 第 7 条 会長、副会長は、評議員会で指名した候補者の中から、総会に出席した会員の過半数以上の賛成により選出する。
- 第 8 条 会長は、この会を代表し会の運営にあたる。
副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第 9 条 会長、副会長の任期は 1 年間とし、再任を妨げない
- 第 10 条 会長、副会長の職にあることが、通算して 6 年を越えてはならない。
- 第 11 条 庶務、及び会計については、評議員会で指名した候補者の中から、総会に出席した会員の過半数以上の賛成により選出する。
- 第 12 条 この会の会計を監査するために、2 名の監査委員を置く。選出は評議員会によるものとし、総会の承認を受けるものとする。
- 第 13 条 会長が会計及び監査委員を年 2 回以上招集し、監査委員会を開き、この会の会計及び業務の執行等について監査し、総会、評議員会に報告する。
- 第 14 条 監査委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 4 章 機関及び会議

第 15 条 (総 会)

定期総会は年度初めに開催する。会長は次の場合に臨時総会を開催することができる。

- 1 企画会が必要を認めたとき。
- 2 会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき。

第 16 条 総会は最高決議機関とし、会員の 3 分の 1 以上の出席で成立するものとする。

第 17 条 この規約で定めるもののほか、次の事項は総会の承認、又は決議を受けなければならない。

- 1 事業計画
- 2 予算の決定又は変更
- 3 決算の承認 (一般, 特別, 給食)
- 4 規約の改廃
- 5 その他この会の運営に関する重要事項

第 18 条 総会の議事は、次条に規定する場合を除き出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

議長は、総会において出席した会員の中から選出する。

第 19 条 この会の規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改廃することができない。

第 20 条 (評議員会)

評議員会の構成は次のとおりとする。

- 1 企画会 (本部、及び学校)
- 2 地区委員 (各地区)
- 3 学級委員長 (各組)
- 4 専門部長 (各部)
- 5 ひまわり代表
- 6 とんちの会代表
- 7 教職員代表
- 8 選考委員会代表

第 21 条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関とし、必要に応じて開催し、この会の運営について規約で定めるものの他、次の事項について協議又は決定する。

- 1 更正予算の決定
- 2 中間監査報告の承認
- 3 予算並びに決算の審議
- 5 本部役員 (会長、副会長、会計、庶務) の選出
- 6 監査委員の承認
- 7 行事、事業計画の承認
- 8 規程、細則に関する改廃
- 9 その他この会で必要とする事項

第 22 条 (企画会)

企画会は、本部役員 (会長、副会長、庶務、会計) と学校代表 (校長、教頭) で構成する。

第 23 条 企画会は、必要に応じて開催し、協議内容を総会、評議員会に諮る。

第 24 条 緊急な重要事項については企画会で決定し、事後、総会、評議員会の承認を受ける。

第 25 条 (専門部会)

この会に次の専門部を置く。

- 1 文化教養部 (文化活動の推進、PTA 新聞の発行、教養向上に関すること。)
- 2 環境保健部 (児童の保健、学校や社会環境の整備に関すること。)
- 3 健康支援部 (学校給食、家庭における食品衛生等、児童の健康支援に関すること。)

第 26 条 各専門部会は、各学級の専門部員及び教職員若干名で構成する。

第 27 条 各専門部の部長、副部長の選出方法等は別途定める。

第 28 条 (学年委員会)

学年委員会は、学級委員長、学級担任教職員で構成する。

第 29 条 学年委員会は、次の事項について協議するため、必要に応じて開催する。

- 1 学級 P T A の積極的活動を協議するための協議。
- 2 学年共通の問題についての企画や連絡調整。

第 30 条 学年委員長の選考方法は別途定める。

第 31 条 (地区委員会)

地区委員会は、各地区の児童の保護者、及び地区担当教職員で構成する。

第 32 条 地区委員会は、総会、評議員会で決定された事業計画を達成するため、次のような組織機構を設ける。

- 1 各地区で地区委員（2名以上）を選出するものとする。
- 2 各地区とは、浦、野田 1、野田 2、元村 1、元村 2 の 5 地区を指すものとする。
- 3 選出された地区委員は、評議員となる。

第 33 条 (学級 P T A)

学級 P T A は、学級児童の保護者、及び担任教職員で構成し、P T A の目的を達成するための研究協議、及び実践活動を行う。

第 34 条 学級に学級委員長 1 名、専門部員 3 名を置く。学級委員長は評議員となる。

また、学級委員長、専門部員を学級委員と称する。

第 35 条 学級委員長、専門部員は学級 P T A で選出する。選出方法は別途定める。

第 36 条 (特別部会)

この会に次の特別部を置く。なお、会則等は別途定めるものとする。

- 1 ひまわり（図書ボランティア）
- 2 とんちの会（男性保護者有志）
- 3 選考委員会（各専門部代表、学年代表等）

第 37 条 地区育成会代表者、及び時津小学校 P T A 会長を務めた者を、この会の顧問とする。

- 1 地区育成会代表者は、児童の健全育成の立場から助言することができる。
- 2 時津小学校 P T A 会長を務めた者は、P T A 活動推進のため助言することができる。

第 5 章 会 計

第 38 条 この会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。

第 39 条 この会の会費は、会員 1 家庭当たり年額 3,600 円（月額 300 円）とし現金によって総会後に年額を徴収する。

第 40 条 年度途中での入会者については、会費はその月より徴収し、退会者については翌月分の会費から返却する。

第 41 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 付則
- 1 表彰及び会員の慶弔、旅費、学級委員等の選考方法に関しては、別に規程を定める。
 - 2 この規約は、昭和47年5月1日から施行する。
 - 3 昭和48年5月4日 一部改正
 - 4 昭和51年5月8日 一部改正
 - 5 昭和52年5月14日 一部改正
 - 6 昭和54年5月12日 一部改正
 - 7 昭和55年5月17日 一部改正
 - 8 昭和56年4月25日 一部改正
 - 9 昭和57年5月15日 一部改正
 - 10 昭和58年5月21日 一部改正
 - 11 昭和61年5月9日 一部改正 同日施行
 - 12 平成3年5月2日 一部改正 同日施行
 - 13 平成5年5月7日 一部改正 同日施行
 - 14 平成6年4月25日 一部改正 同日施行
 - 15 平成8年4月25日 一部改正 同日施行
 - 16 平成10年4月24日 一部改正 同日施行
 - 17 平成16年4月28日 一部改正 同日施行
 - 18 平成17年4月28日 一部改正 同日施行
 - 19 平成18年4月27日 一部改正 同日施行
 - 20 平成19年4月28日 一部改正 同日施行
 - 21 平成22年4月30日 一部改正 同日施行
 - 22 平成28年4月22日 一部改正 同日施行
 - 23 平成29年4月21日 一部改正 同日施行
 - 24 平成30年4月20日 一部改正 同日施行
 - 25 平成31年4月19日 一部改正 同日施行
 - 26 令和2年5月13日 一部改正 同日施行
 - 27 令和3年4月28日 一部改正 同日施行
 - 28 令和4年11月28日 一部改正 同日施行
 - 29 令和7年3月4日 一部改正 同日施行

時津小PTA 学級委員等の選出に関する規程

第1条 学級委員等の選出方法、その他詳細については本規程に定める。
なお、本規程の改廃は評議員会に諮ること（規約第21条）

第2条 （学級委員）

学級委員長、及び専門部員（以下、学級委員）の選出は、次の要領で行う。

- 1 学級PTAで話し合いの上で各学級4名を選出すること
（学級委員長1名、専門部員3名）
また、専門部員3名は、学級委員長の補佐をすること
- 2 児童1人につき、1度は学級委員となること
- 3 児童1人につき、2回目の場合は優先的に役を選ぶことができること
また、前年度の専門部長で希望する者は、次年度に同じ専門部の部員として活動することができること
- 4 話し合いによる決定が困難な場合は、欠席者を含めてくじ等による決定を行うこと
- 5 欠席者が学級委員となった場合は、新委員が連絡を取ること
- 6 進級の際、学級編成の変更がない学級においては、前年度中に選出できること
- 7 同一の者が2学年以上で選出の対象となった場合は、高学年が優先されること

第3条 （学級委員の免除）

以下の場合、学級委員の役職に就くことを免除する。

- 1 当該年度、交通安全母の会の役員 兼 地区委員となる場合
- 2 当該年度、小・中・高等学校で本部役員となる場合
- 3 在校児童1人につき、学級委員、交通安全父母の会役員、とんちの会代表・図書ボランティアひまわり代表のいずれかの従事実績がある場合（部会等への参加がなかった者は対象外）
ただし、免除該当者多数等により選出が困難な場合は、この限りではない。
- 4 本部役員として通算2年間の従事実績がある場合（永久免除）
- 5 学級PTAで承認された場合
（仕事、家庭の事情、他校の学級委員、クラブ活動役員等での活動を理由とした場合であっても、承認されれば可）
- 6 学級委員選出の際、妊娠中及び産後6ヶ月以内の場合

第4条 （学年委員長）

学年委員長の選出は、次の要領で行う。

- 1 各学年の学級委員長の互選により選出する。

第5条 （選考委員会）

専門部から各部1名、学年委員会から各学年1名を選考委員に任命し、選考委員会を組織する。
また、選考委員長、副選考委員長を各1名選出する。

第6条 （専門部長、副部長）

各専門部の部長、副部長の選出は、次の要領で行う。

- 1 各専門部員の中から選出すること
- 2 選出の際、欠席する者は代理人を立てること

第7条 (部長等の免除)

以下の場合、部長等の役職に就くことを免除する。

なお、部長等とは、専門部長、選考委員長、及び旧副学級委員代表を指すものとする。また、一切の役職とは、部長等に加え副部長、選考委員を指すものとする。

- 1 平成29年度以降、部長等の経験者である場合
- 2 令和3年度まで、学年委員長の経験者である場合
- 3 第1子が1年生の場合
- 4 当該年度、とんちの会代表・図書ボランティアひまわり代表は、一切の役職に就くことを免除する
- 6 今年度4月に転入してきた方はその年のみ部長免除とする

第8条 (監査委員)

監査委員の選出については、会長又は選考委員会の指名によるものとし、評議員会、総会に諮るものとする。

第9条 (本部役員)

会長、副会長の選出については、選考委員会の指名によるものとし、評議員会、総会に諮るものとする。また、会計、庶務の選出については、会長又は選考委員会の指名によるものとし、評議員会、総会に諮るものとする。

第10条 (一世帯一役の免除)

以下の役職に就く者は、当該年度の一世帯一役を免除する。

- 1 本部役員（令和6年度より本部役員として通算2年間の従事実績がある場合永久免除）
- 2 学級委員
- 3 とんちの会代表
- 4 図書ボランティアひまわり代表
- 5 交通安全父母の会役員

付 則

- 1 本規程は、平成30年4月20日より実施する。
- 2 平成31年 2月 5日 一部改正
- 3 令和 2年 2月 6日 一部改正
- 4 令和 3年11月18日 一部改訂
- 5 令和 4年11月28日 一部改訂
- 6 令和 6年 2月26日 一部改訂
- 7 令和 7年 3月 4日 一部改訂
- 8 令和 8年 2月 3日 一部改訂

時津小学校PTA 表彰及び慶弔に関する規程

- 第1条 学校教育を振興し、会員相互の親睦和衷の精神に則り、本則を制定する。
- 第2条 1 PTA運営並びに学校教育の振興に献身的に尽力した会員に対し、評議員会の決議を経て総会で表彰する。
2 本校児童で特に善行のあった者は、学校とPTA理事会が協議し、その都度表彰する。
3 会員外及び会員外の団体で、PTA運営並びに学校教育の振興に献身的に尽力したものについて、評議員会に諮った上で、総会時、又はその都度表彰する。
- 第3条 会長、副会長、庶務、会計、及び永年役員（監査、評議員は従事3年以上）として本会の発展に寄与した者に対しては、退会又は退任する時に感謝状を贈る。
- 第4条 教職員が退職又は転任した場合は、感謝状を贈る。
- 第5条 会員及び児童が死亡した場合、次の基準によって香典を供える。
1 児童が死亡した時 10,000円
2 会員が死亡した時 10,000円
- 第6条 会員又は児童が被災し、被害が甚大と認められた時は、5,000円を限度とした見舞金を、企画会に諮った上で贈る。
企画会は、次の評議員会でそれを報告し、承認を受ける。
- 付 則 1 規程の金額は、時宜に応じて評議員会の承認を経て変更することができる。
2 この規程は、昭和40年6月10日より実施する。
3 昭和52年2月26日 一部改正
4 昭和54年5月12日 一部改正
5 昭和56年2月20日 一部改正
6 昭和61年5月9日 一部改正 同日施行
7 昭和63年3月16日 一部改正
8 平成6年4月25日 一部改正
9 平成10年4月24日 一部改正 同日施行
10 平成14年4月1日 一部改正
11 平成29年4月21日 一部改正 同日施行

時津小学校PTA 旅費に関する規程

第1条 本会の会員が、会務運営上必要な出張をする場合は、次に定める額を支給する。

- 1 交通費 汽車、電車、バス、船舶、実情にあわせて実費
- 2 日 当 1日につき 1,000円
- 3 宿泊費 実費を支給する。
- 4 特殊な場合 必要と認めた場合、会長が専決し評議員会に報告する。

付 則 1 この規程は、昭和54年5月12日より実施する。

- 2 昭和56年2月20日 一部改正
- 3 昭和61年5月9日 一部改正 同日施行
- 4 昭和63年3月16日 一部改正
- 5 平成8年4月20日 一部改正
- 6 平成14年4月1日 一部改正
- 7 平成16年4月28日 一部改正
- 8 平成29年4月21日 一部改正

時津小学校PTA交通安全父母の会会則

第1条 (名 称)

この会は、時津小学校PTA交通安全父母の会と称する。

第2条 (組 織)

この会は、時津小学校の児童の保護者及びこの会に賛同する者をもって組織する。

第3条 (目 的)

この会は、会員が相互の連帯を深め一体となって交通安全活動を行い、児童を交通事故から守り、明るい平和な社会づくりに寄与することを目的とする。

第4条 (活 動)

この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 交通安全思想普及のための諸活動。
- 2 登校時における交通安全活動。
- 3 交通安全の講習会、講演会等の実施。
- 4 児童の交通安全についての積極的な指導。
- 5 児童の保護誘導及び交通安全施設の検討並びに改善の促進。
- 6 他団体との連絡及び協力。

第5条 (役 員)

この会に次の役員を置く。

会 長 1名 (PTA副会長兼務)

地区役員 各地区2名以上 (副会長1～2名をその中から互選)

第6条 (役員の仕事)

- 1 会長は、会を代表して会務を行い、役員会を召集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 地区役員は、各地区において実践活動を行う。

第7条 (役員を選出)

この会の役員選出については、次のとおりとする。

- 1 会員の互選により、各地区の代表 (2名以上) を選出するものとする。
- 2 各地区とは、浦、野田1、野田2、元村1、元村2の5地区を指すものとする。

第8条 (役員会)

この会の役員は、必要に応じて会長が召集する。

第9条 (兼務)

- 1 交通安全父母の会役員は、時津小PTA地区委員を兼務とする。
- 2 各地区1名は評議員として評議員会に出席する。

付 則 1 この会則は、平成6年4月25日から施行する。

2 平成8年4月25日 一部改正

3 平成23年5月30日 一部改正

4 平成29年4月21日 一部改正

- 5 平成 31 年 4 月 19 日 一部改正
- 6 令和 4 年 4 月 25 日 一部改正
- 7 令和 7 年 3 月 4 日 一部改正